

* 受給者証【全疾病】の使い方について *

1 県内の医療機関を受診される場合について

以下のものを医療機関の窓口で提示いただくと保険適用診療の自己負担分が無料になります。

医療機関の窓口で提示するもの

- 1 健康保険証
- 2 精神障害者医療費受給者証（全疾病）【濃緑色】
- 3 自立支援医療受給者証・自己負担上限額管理票【水色】

「注意事項」

* <受給者証を使う前に…>

瀬戸市から福祉医療受給者証が交付された旨を、ご加入の健康保険（瀬戸市国民健康保険を除く）にお伝えください。

* ご加入の健康保険から、受給者証をお使いの助成対象分について、高額療養費相当額が支給される場合があります。その際は、瀬戸市への返還をお願いいたします。

* 入院時の食事代や差額のベッド代、文書料等、保険適用外の医療費などは助成対象外です。

2 受給者証の有効期間について

受給者証の有効期限は、精神障害者保健福祉手帳と自立支援医療受給者証（精神通院）の有効期限のいずれか短い方までです。

引き続き医療費助成を受けるためには、有効期間終了前に更新手続きをお済ませください。（有効期間終了の3か月前から更新のお手続きができます。）

<ご注意ください>

受給者証の有効期限が切れる前に各証の更新がない場合は、資格を喪失します。

3 届け出について

保険証の変更や転居等により、精神障害者保健福祉手帳及び自立支援医療受給者証の記載事項に変更がある場合は変更届が必要です。

転出の際は、資格を喪失しますので、受給者証の返却手続きをしてください。

窓口で自己負担分の支払いがなくても、
医療費は無料ではありません。
自分の体のため、制度維持のため、
医療機関の適正な受診を心がけましょう。



●問い合わせ先●

瀬戸市役所 国保年金課 医療福祉係

☎ 88-2643（直通） FAX 88-2783

裏面もあります

4 受給者証が使用できない場合について

以下に該当する場合は、申請により医療機関等の窓口で支払った医療費の一部が払い戻されます。

受給者証が使用できない事由

愛知県外の病院を受診したとき

補装具を作ったとき

自費診療(10割負担)をしたとき

申請可能な時期

通院の場合は診療月の翌月以降 (例) 4月診療分→5月以降

入院の場合は診療月の3か月後以降 (例) 4月診療分→7月以降

【補装具を作った場合・自費診療となった場合】

最初に、ご加入の健康保険に対し保険者負担分(7割)及び高額療養費の申請を行い、払い戻しを受けてください。

持ち物

- ① 健康保険証
- ② 領収書(患者名・医療費点数が記載されたものに限る)
- ③ 印章(印鑑)【スタンプ印不可】
- ④ 預金通帳【受給者名義のもの】
- ⑤ 高額療養費等の支給(不支給)決定通知書【医療費点数が7,000点以上の場合】
ご加入の健康保険組合等から高額療養費及び附加給付金等が支給される可能性がありますので、高額療養費等の支給の有無を確認する書類が必要です。
支給がある場合は、支給額の分かる支給決定通知書、無い場合は不支給決定通知書です。
*ご加入の健康保険組合等から交付されない場合は、お問い合わせください。
- ⑥ 自立支援医療受給者証・自己負担上限額管理票【水色】
- ⑦ 精神障害者医療費受給者証(全疾病)

【補装具を作った場合・自費診療(10割負担)をしたとき】は以下の持ち物も必要です。

- ・ 保険者負担分(7割分)(療養費)の支給決定通知書
- ・ 医師の証明書(装着証明書)※補装具の場合

* 適正受診にご協力ください *

1 重複受診は避けましょう♪

一つの病気で何軒もお医者さんにかかるとう、検査や投薬を重複して受けることになり、医療費がかかるだけでなく、体に負担がかかることもあります。

2 休日・夜間の受診は控えましょう♪

救急医療機関は、緊急性の高い患者さんを受け入れる為のものです。

3 ジェネリック医薬品を利用しましょう♪

お医者さん、薬剤師さんにご相談のうえ、積極的にジェネリック医薬品を利用しましょう。